

決議 10.14 (CoP16 で改正) * [仮訳]

私用のためのヒョウのハンティングトロフィーおよび毛皮の割当量

第 8 回締約国会議（京都、1992 年）で採択され、第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で改正された決議 8.10（改正）を想起し、

条約第 7 条に従って免除を受けるまれな場合を除き、附属書 I の種の商業的取引は禁じられていることを想起し、

ヒョウ (*Panthera pardus*) は附属書 I に掲げられていることを想起し、

いくつかのサハラ周辺国ではヒョウには絶滅のおそれがないことを認識し、

ヒョウの殺害は生命および財産を守るため、および同種の存続を強化するため、輸出国によって許容される場合があることを認識し、

さらに、それらの輸出国は第 2 回締約国会議（サンホセ、1979 年）で採択され、第 9 回締約国会議で改正された決議 2.11（改正）に従い、そのような死んだ標本の取引を認可し、条約第 3 条 2 項に従い輸出許可書を与えることができることを認識し、

第 3 条 3(c) 項で、輸入国の管理当局がその標本は主に商業目的に使われないと確認した場合にのみ輸入許可書が与えられると規定され、また、第 3 条 2(a) 項で、輸出国の科学当局がその輸出はその種の存続に悪影響を与えないと助言した場合にのみ輸出許可書が与えられると規定されていることを想起し、

この決議によって与えられる割当量の利用状態を監視することの重要性を認識し、

締約国は、決議 8.10（改正）e) の勧告に従って年間輸出した毛皮の量を、事務局が締約国会議に間に合うようには、かならずしも報告されないことを想起し、ヒョウの商業的市場が再開するのを締約国は望んでいないことを認識し、

条約締約国会議は

次のとおりに勧告する。

a) 条約第 3 条 3(a) 項に従い、ヒョウの全身またはほぼ全身の毛皮（ハンティングトロフィーを含む）の輸入許可申請を検討するにあたり、輸入国の科学当局は当該毛皮が次の国のいずれかからのものであると看做される条件／ことを満たした場合に輸入を承認する。これらの国は 1 暦年（1 月

1 日から 12 月 31 日まで）に、国名の隣の「割当量」の欄に記入された数を超える量の当該毛皮の輸出を目的とする捕獲を許可してはならず、毛皮は捕獲した当年またはその後の年に輸出できることを理解している（例えば、2010 年に対するヒョウの毛皮の割当量が 250 枚の国は、2010 年に取得したヒョウの毛皮 50 枚を 2010 年に輸出することを許可し、2010 年に取得したヒョウの毛皮 150 点を 2011 年に輸出し、2010 年に取得したヒョウの毛皮 50 点を 2012 年に輸出することができる）。

国名	割当量
ボツワナ	130
中央アフリカ共和国	40
エチオピア	500
ケニヤ	80
マラウイ	50
モザンビーク	120
ナミビア	250
南アフリカ	150
ウガンダ	28
タンザニア連合共和国	500
ザンビア	300
ジンバブエ	500

b) 第 3 条 3(c) 項に従い、ヒョウの全身またはほぼ全身の毛皮を輸入するための許可を求める申請を検討するにあたり、輸入国の管理当局は次のような場合、当該毛皮が主に商業目的で使われるものではないことを確認する。

i) 毛皮は輸出国で所有者によって取得され、輸入国で販売されない私物として輸入されようとしている。

ii) 所有者が 1 年間に輸入する毛皮は 2 枚を超えず、それらの輸出は原産国の法律によって許可されている。

c) 輸入国の管理当局は、この決議に基づいた場合のみヒョウの毛皮の輸入を許可する。

* 第 12 回、第 13 回、第 14 回および第 16 回締約国会議で改正。

- i) 最低限、各毛皮に原産国、年間割当量の中でのその標本の番号、その動物が野生で捕獲された暦年を示すセルフロックで再利用不可のタグが付いていること（例えば ZW 6/500 2010 は、ジンバブエが原産国、標本は 2010 年にジンバブエで野生から取得され、ジンバブエの 2010 年に対する割当量 500 に対して 6 番目の標本であることを表わす）。
- ii) タグと同じ情報が CITES 標準許可書用紙ブロック 9 またはブロック 5 の輸出書類に記入されていること時／されていれば（ブロック 11a には記入する必要はない）。
- iii) タグは最低限、耐タンパ性／改ざん耐性、セルフロック、耐熱性、化学・機械処理に対する無反応性、バーコードを含む英数字情報の永久的な刻印という特徴を備えていること。
- d) 締約国は毛皮が最初のタグを付けた状態で再輸出されるよう、最大限の努力を払う。
- e) 最初のタグが加工中に紛失、損傷、または毛皮からはがれた場合、再輸出国は再輸出前に毛皮にタグを付ける。この「再輸出タグ」は、上記 c) 項の全要件を満たすものとする。ただし、原産国と捕獲年は必要ない。さらに、毛皮の輸入に対する許可書原本の明細と共に、最初のタグと付け替えたタグの両方に記載されたものと同じ情報を再輸出証明書に記載する。
- f) 締約国は c) 項または必要に応じて e) 項に言及した情報が記載され、この決議の規定に従い毛皮にタグが付いている場合にのみ、ヒョウの毛皮の取引のための CITES 書類を受け入れる。
- g) 締約国は適宜、事務局の助言を受け、取引に使われるタグの管理および追跡システムを導入する。
- h) 管理当局はタグで指定された年に毛皮に付けられたものではないタグを確実に破壊する。
- i) 全身もしくはほぼ全身のヒョウの毛皮がこの決議の条件に従って取引される場合、第 3 条 2(d) 項の「受けている」という言葉は、輸入許可書が与えられることを輸入国の管理当局が書面で保証した時点で満足されたものとみなされる。
- j) 本決議で採択された制度は継続され、割当量の増加または新たな割当量（すなわちそれまで与えられていなかった国の割当量）については、第 9 回締約国会議で採択され、第 13 回会議（バンコク、2004 年）で改正された決議 9.21 (CoP13 で改正) に従い、締約国会議の同意を必要とする。
- 事務局に対し、システムの欠陥または特に懸念される事例を常設委員会に報告するよう命じる。
- 決議 8.10 (改正) (京都、1992 年、フォートローダーデール、1994 年に改正) — 「私用のためのヒョウのハンティングトロフィーおよび毛皮の割当量」を廃棄する。 ■